

宮城県地域密着型サービス外部評価実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第34号。)第97条第7項及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第36号。)第86条第2項の規定に基づき、指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(以下「事業者」という。)が行う外部の者による評価(以下「外部評価」という。)の手續及び内容等について定めるものとする。

(外部評価の趣旨)

第2 事業者は、主体的に外部評価の結果と当該評価を受ける前に行った自己評価の結果を対比して両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総括的な評価を行うこととし、これによってサービスの質の評価の客観性を高めサービスの質の改善を図るとともに、外部評価の結果を公表することにより、サービスの利用者及びその家族に情報を提供し、安全と満足を高めサービスを利用しようとする者のサービスの選択に役立てるものとする。

(外部評価推進組織)

第3 県は、事業者が行う外部評価を推進する機関として、次の業務を行うものとする。

- (1) 外部評価を実施する機関(以下「評価機関」という。)の選定に関すること。
- (2) 外部評価項目の作成及び評価方法に関すること。
- (3) 外部評価調査員の養成及び継続研修に関すること。
- (4) 評価機関の指導監督等に関すること。
- (5) その他外部評価の推進に関すること。

(外部評価の頻度)

第4 事業者は、その設置・運営する事業所ごとに少なくとも年に1回は外部評価を受けるものとする。

2 過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、かつ、次に掲げる要件を全て満たす場合には、前項の規定にかかわらず当該事業所の外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる。

- (1) 当該事業所の指定及び監督を行っている市町村と協議し、外部評価の実施回数を2年に1回とすることについて同意を得ること。なお、事業者は市町村長の同意書の写しを県に提出しなければならない。
- (2) 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。
- (3) 運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が過去1年間に6回以上出席していること。

(4) 外部評価項目の2番, 3番, 4番及び6番の実施状況が適切であること。

(評価機関の指導監督等)

第5 県は, 外部評価の定着と適切な実施を図るため, 必要に応じ評価機関が行う訪問調査に同行できるものとする。

2 県は, 外部評価に関する苦情処理について適切に対応するものとする。

(外部評価の普及啓発)

第6 県及び市町村は, 外部評価に対する正しい理解と適切な受審を図るため, その普及啓発を行うものとする。

(市町村の役割)

第7 市町村は, 必要に応じ, 当該市町村の所管する地域に存する事業所に対し評価機関が行う訪問調査に際し, 書面によるほか訪問調査に同行して意見を述べることができるものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか, 外部評価に関し必要な事項は別に定める。

(経過措置)

第9 平成28年3月31日までの間, 第4の2(3)中「6回」とあるのは, 「4回」と, (4)中「適切であること。」とあるのは「適切であり, 『次のステップに向けて期待したい内容』の欄に記載がないこと。」とする。

附 則

この要綱は, 平成19年3月1日から施行する。

この要綱は, 平成21年6月8日から施行する。

この要綱は, 平成27年7月1日から施行する。